

ちゅうおう 消費者だより

- P1~2 中央区消費生活展2012
 P2 還付金詐欺に気をつけましょう
 P3 スマートフォンでのトラブルに注意!
 P4 貴金属等の訪問買取が規制されました
 防止ステッカーを配布しています!
 出前講座

第 **154** 号
 平成24年10月

編集発行
 中央区
 消費生活センター
 ☎ 03-3546-5332
 ホームページ
<http://chuo-consumer.genki365.net/>

中央区消費生活展 2012 を開催します

「快適なくらしを求めて」
 ~知識を深め、くらしに活かそう~



10月28日(日)

午前10時 ~ 午後3時



あかつき公園(雨天決行)



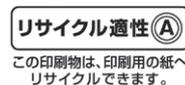
消費生活相談

「困ったな」「おかしいな」と思ったら、すぐ相談!!

消費生活相談専用ダイヤル ☎ 03-3543-0084

平日(月~金曜日) 午前9時から午後4時まで

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、
 事故等についての相談を、専門の相談員がお受けしています。



中央区消費生活展

日常生活に役立つ情報をパネルで提供するほか、野外ステージでは悪質商法などを題材にした漫才を行います。

また、出展団体を回るスタンプラリーもあり、参加者には、景品としてエコ商品(数に限りがあります)を用意しています。

皆様のご来場をお待ちしています。



主催

- ・中央区消費生活センター 詐欺の手口あれこれ / クーリング・オフ制度について
高齢者の住宅内事故 多発中! / ご存知ですか?安全マーク
- ・中央区総務部危機管理課 個人で守り地域で守る、安全で安心なまちづくり
- ・中央区消費者友の会 「健康食品のウソ・ほん」と健康食品についてのアンケートから
食事バランスガイドのコマと通常の食事との比較から見えてきたこと
もっと食べて欲しい「日本産原木乾しいたけ」

協賛

- ・パルシステム東京・暮らしを守る会 石けんは「やさしい」
- ・東京電力 電気安全 / ご家庭で無理なくできる節電 / 電気料金メニューのご紹介
- ・関東電気保安協会 電気を正しく使って快適ライフ
- ・東京ガス 安全で快適な暮らしを!
- ・東京都計量検定所 消費者の暮らしを守る計量法
- ・東京都水道局 地震に強い水道づくり / からだとくらしにいい習慣 東京水
- ・東京都下水道局 油・断・快適! 下水道 ~下水道に油を流さないで!~
- ・農林水産省東京地域センター 「食」について考えよう
- ・東京都金融広報委員会 おかねの勉強、応援します

還付金詐欺に気をつけましょう



最近、中央区内で区役所職員を名乗る男性から「区役所から還付金があります。」と口座番号や生年月日などを聞く不審な電話がかかってくる場合があります。区役所からこのような電話をかけることは絶対にありません。不審な電話は、いったん切って家族や友人に相談するか、警察に連絡しましょう。

スマートフォン でのトラブルに注意!



進化し続けているスマートフォン（多機能携帯電話）ですが、その実態はパソコンです。豊富なアプリケーション（各種機能を実現するプログラム）を自由にインストールして自分仕様に「カスタマイズ」でき、利便性が高くなっています。その反面、使い方によっては思わぬトラブルに巻き込まれることがあります。機能や特徴を知って上手に利用しましょう。

利用上の注意

高額請求の注意

スマートフォンの料金プランの契約は、使い過ぎ等を防ぐために必ず定額制にしましょう。海外で利用する際には事前に携帯電話会社に相談しましょう。

セキュリティ機能

利用者が一番気になる問題は盗難・紛失です。情報漏えいや不正使用されるおそれがあります。パスワードによるデバイスのロック（利用者認証）を利用しましょう。

ウイルス感染にも注意し、基本ソフト（OS）のバージョンアップデートは常日頃から心がける必要があります。

感染する原因となる不正なアプリケーションをインストールすることはやめましょう。パソコンと同様に専用のセキュリティソフト（アプリケーション）を利用することをおすすめします。子どもが利用する場合は、必ずフィルタリングサービスを設定し、悪質なサイトによるトラブルを未然に防ぎましょう。

悪質なサクラサイトに注意

事例

SNS^{*}で知り合ったアイドルマネージャーからタレントが精神的に苦しんでいるというので、助けをあげたいと思いメールでやりとりを始めた。最初は無料と言われていたが、返信することを続けているうちにクレジットカードで決済するようになった。その後カード会社から多額の請求書が届いたが支払えない。

アドバイス

「タレントの相談にのってほしい」「お金をあげます」などと誘って出会い系サイトに登録させる手口が増えています。多額なアクセス料を負担させられ、なかには数百万円も被害にあう人がいます。もしも、被害にあったらやりとりのメールなどの証拠は消さずに残しておき、最寄りの警察または消費生活センターに連絡してください。



*ソーシャルネットワーキングサービス…人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のサイト

貴金属等



の訪問買取が規制されました



事例

「不要な貴金属があれば見せてください。」と突然男性が来訪した。すでに家の中を通しており、断りにくかったため、仕方なく金の指輪とネックレスを見せると、すぐに「1万円で買い取る」と言われ売ってしまった。買った時に比べ安く買い取られたと思い、翌日業者へキャンセルしたいと連絡したが、領収書に「解約不可」と書いてあると断られた。

貴金属の買い取りトラブルが増加したことから、平成24年8月、特定商取引法に「訪問購入」が追加され、貴金属等の買取事業者が規制されることになりました。(平成25年2月までに施行予定)

規制のポイント

- ◆ 買取事業者は、名前・勧誘目的・物品の種類を売主(消費者)へ事前に申し出る義務があります。
- ◆ 買取事業者は、売主(消費者)が契約しないと意思表示をした場合には、再勧誘はできません。
- ◆ 買取事業者は、契約書面の交付が義務付けられました。
- ◆ 売主(消費者)によるフリーリング・オフができるようになりました。
- ◆ 買取事業者から売渡書面をもちつた日から8日間は、売主(消費者)は一方的な契約解除ができます。
- ②フリーリング・オフ期間中ならば、売主(消費者)は物品を買取事業者に引き渡さなくてもよく、手元に置いておくことができます。引き渡しした後も、転売された場合は、転売先に所有権の主張もできます。

このたび、法律で規制されることになりましたが、一度売ってしまうと解約することは大変です。買取事業者が訪ねて来たら、安易に家の中には絶対に通さないようにしましょう。

悪質な訪問販売や電話勧誘防止ステッカーを配布しています!

悪質な訪問販売や電話勧誘による、高齢者の被害が後を絶ちません。そこでこのたび啓発用ステッカーを作成いたしました。特別出張所、敬老館、シニアセンター、消費生活センターにて配布していますので、是非ご利用ください。



出前講座

町会・自治会、高齢者クラブ、PTAなどの団体・グループが主催する講座や講演会に講師を派遣します。

講座内容

- ・ 悪質商法の手口や被害と対処法
- ・ クレジットの仕組み
- ・ 多重債務
- ・ エンディングノート
- ・ 家の中の危険度チェック
- ・ 出前寄席(落語、漫才、コント)と悪質商法などの講座と合わせて利用することもできます。詳しくは、ご相談下さい。

費用

講師謝礼は中央区で負担します。

会場

区内(申込者が用意して下さい)

申込方法

原則として、派遣を希望される日の二カ月前までに電話で申込んでください。

申込(問合せ)先

中央区消費生活センター

電話 03-3546-5332